

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年8月25日 08時00分ごろ
発生場所	宮崎県日向市細島港東方沖 細島灯台から真方位057° 8.2海里付近 （概位 北緯32° 29.8′ 東経131° 49.2′）
インシデントの概要	貨物船第十萬栄丸は、航行中、主機が使用できなくなり航行不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第十萬栄丸、492トン 134754、有限会社吉栄産業 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力735kW、回転数毎分720、6気筒、ボア280mm、使用燃料C重油、機関製造年月日不詳、平成7年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、三級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、大分県大分市大分港へ向けて細島港東方沖を航行中、主機冷却清水液面低下の警報が鳴り、機関長が機関室を確認したところ主機過給機付近から冷却水が漏れ出していることを確認し、船長に報告した。</p> <p>船長は、クラッチを中立状態にしたところ主機が停止したので、主機の再始動の可否について主機製造会社に電話で確認したところ、始動しないほうが良いとの回答を得て、始動を断念し、本船は、手配したタグボートにえい航されて細島港に入港した。</p> <p>本船は、機関修理業者により点検が行われた結果、主機過給機のタービン側ケーシングに腐食による破口が生じて冷却清水が漏れ出していることが確認され、主機過給機が交換された。</p> <p>機関長は、本インシデントの約2年前に本船に乗船し、その間、冷却清水を補給する際は、主機製造会社指定の防錆効果のある不凍液を投入していた。また、主機過給機の開放整備を1回、機関整備業者に依頼したが、整備内容を把握しておらず、本インシデント後、開放整備時にケーシングの肉厚計測が行われていなかったのではないかと思</p>

	<p>ったが、同過給機の腐食の進行が経年による衰耗と考え、詳細な調査を行わなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、航行中、主機過給機のタービン側ケーシングに腐食による破口が生じたことから、同破口から冷却清水が漏えいし、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が航行中、主機過給機のタービン側ケーシングに腐食による破口が生じたため、同破口から冷却清水が漏えいし、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関長は、主機過給機を開放整備する際は、各部の肉厚も点検し、必要に応じ修繕すること。</li> </ul>